

まるトク LED15 年保証規約

株式会社アイ・イーグループ（以下「運営元」といいます。）は、以下に定める「まるトク LED15 年保証規約」（以下「本規約」といいます。）に従い「まるトク LED15 年保証」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第 1 条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

| 用語 | 定義 |
|----|---|
| 保証 | 株式会社まるトクが運営する「まるトク会員サービス」の会員（以下「会員」といいます。）が、運営元に登録している LED 照明（以下「本機器」といいます。）に故障、破損、損壊等（以下「故障等」といいます。）が生じた場合、本サービスのプランに応じて、別紙に定める保証上限額の範囲内で、運営元が故障等した本機器を同等の新機器と交換することをいいます。 |

第 2 条（保証の対象範囲）

本規約における保証の対象は、会員が申し込んだ本サービスのプランに応じて、別紙に定める保証上限額を上限として、故障等した本機器の修理又は交換に限定します（修理した本機器又は交換した新機器の取り付けに関して工事代金が発生する場合における当該工事代金は保証対象の範囲外とします。）。なお、保証は、会員が運営元に対して、本サービスに関する利用料金（以下「本料金」といいます。）を支払った日の属する月（以下「支払月」といいます。）の翌月 1 日からの適用となります。尚、故障等した本機器を同等の新機器と交換する場合における、保証時の保証金額は、メーカー定価（オープン価格の場合は、運営元が設定する金額）に基づき保証上限額の範囲内であるか否かを算定するものとします。

第 3 条（保証しない場合）

運営元は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証を行いません。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する故障等
- (2) 会員と同居するもの、会員の親族、あるいは会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する故障等
- (3) 運営元が指定した保証請求に必要な書類の提出がない場合
- (4) 会員が会員資格を有していないときに発生した故障等
- (5) 会員の月額料金無料期間中に発生した故障等
- (6) 1 年間での保証の実施が別紙の保証上限額を超えた場合
- (7) 火災、破裂または爆発、落雷、風災、水災、雪災、氷災
- (8) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- (9) 地震または噴火もしくはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失
- (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する事由（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）による故障等
- (11) 公的機関による差押え、没収等に起因する故障等
- (12) 故障等の原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった故障等
- (13) 保証期間の始期前に生じた事由による故障等
- (14) メーカーの無償保証の範囲内で故障等の修復がなされた場合

- (15) 錆び、カビ、蒸れによる故障等
- (16) 本機器が、運営元又は運営元と代理店契約を締結している代理店が販売、又はリース会社及びクレジット会社に対して取り次いだLED照明に該当しない場合
- (17) 支払月より起算し、別紙に定める保証期間を越えた場合

第4条（故障等発生時の手続）

1. 会員が保証の請求を行うときは、運営元の指定する方法にて申請を行うとともに、運営元が指定する書類を運営元に対して送付するものとします。
2. 運営元は、会員から保証の請求を受けたときは、故障等の事実を調査することがあります。
3. 会員が運営元の調査に協力しなかった場合は、保証が遅延または不能となる場合があります。

第5条（保証の実施）

運営元は、会員から故障等の連絡を受け、必要書類等を受領したときは、速やかに保証を実施します。但し、保証の請求書類に不備があるとき、また調査が必要な場合は、それらが解消または終了の後に速やかに保証を実施します。尚、当該保証を実施する際に、会員の責により、運営元が会員の事務所等に訪問し、調査等を行った場合、当該調査等に要する費用は会員が負担するものとします。

第6条（月額サービス利用料）

1. 会員は、本サービスの対価として、別紙に定める本料金を運営元に対して支払うものとします。
2. 会員は、運営元が指定する書面等に記載した預金口座から振り替え、クレジットカード決済、又は、運営元が指定した方法にて、運営元が指定した日までに前項に基づく支払いを行うものとします。

第7条（解約）

1. 会員は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。
2. 会員は、前項に定める解約手続きが完了した日の属する月の末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。

第8条（問い合わせ）

会員は、運営元の定める連絡先に連絡し、本機器の不具合等に関する問い合わせを行い、本機器の修理の可否を確認することができるものとします。

第9条（免責）

1. 運営元は、会員に提供する本サービスの内容については、正確性、完全性、有用性を保証するものではないものとします。
2. 本サービスにより会員が不利益又は損害が生じた場合、運営元は一切の責任を負わないものとします。
3. 運営元は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は、秩序の維持に必要な通信等、その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあるものとします。
4. 会員が本規約に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負わないものとします。

第10条（規約の準用）

本規約に規定しない事項については、本規約の趣旨に反しないかぎり、別途運営元が定める「まるトク会員規約」の規定が適用されるものとします。

第11条（その他）

1. 会員は、本サービスに基づく保証の対象となる範囲のうち、本サービス以外の保証が適用されうる範囲については、本サービスに基づく保証の対象外となることに同意します。
2. 本サービスの対象となる物件は、本機器に限定されるものとし、会員が、本機器を別の物件に変更した場合でも、第7条に定める解約手続きが完了しなければ、本サービスに関する契約が有効に存続するものとします。

制定日：平成 25 年 11 月 1 日

改訂日：平成 29 年 6 月 1 日

【別紙】

■本機器の対象

プラン1：運営元に登録している LED 照明（本機器）

プラン2：本機器のうち LED 電球（※）

※プラン2については、プラン1に申し込むことが条件となります。

■運営元が会員に対して保証を行う場合（各プラン共通）

本機器に以下のいずれかの事由が生じ、かつ、会員が、不備なく本規約第4条に基づく申請を行った場合。尚、保証の対象は、以下の上限額を上限とし、本機器の修理費用相当額又は故障等した本機器に限定とします。

- (1) メーカー保証と同等の内容について保証する。しかし、メーカー保証期間中は、メーカー保証が優先されます。

■保証期間（各プラン共通）

- (1) に関しての保証期間
設置完了月より最長 180 ヶ月間

■本料金（税別）及び保証上限額

<プラン1>

- | | | |
|------------------|---|---------------|
| ①本料金：金 1,000 円/月 | ⇒ | 保証上限額：30 万円/年 |
| ②本料金：金 2,000 円/月 | ⇒ | 保証上限額：40 万円/年 |
| ③本料金：金 3,000 円/月 | ⇒ | 保証上限額：50 万円/年 |
| ④本料金：金 4,000 円/月 | ⇒ | 保証上限額：60 万円/年 |
| ⑤本料金：金 5,000 円/月 | ⇒ | 保証上限額：70 万円/年 |
| ⑥本料金：金 6,000 円/月 | ⇒ | 保証上限額：80 万円/年 |

<プラン2>

- ① 本料金：金 500 円/月 ⇒ 保証上限額：10 万円/年